

「住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）」について補足事項を追加します。

5 部 不動産

2 不動産の調査と取引

3 節 不動産の売買

「住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）」

この法律では、次の規制により住宅の品質確保をはかっています。

- ・ 新築住宅の構造耐力上必要な部分などについて、引き渡した時から最低 10 年間の瑕疵担保責任の義務化
- ・ 住宅性能に関する第三者機関評価の表示（住宅性能表示制度）
- ・ 住宅の紛争処理体制の整備